

第3章 設計

第1節 基本方針

設計の前提として今回修理する目的は「復旧」であるため、毀損前の状態に戻すことを基本とした。

- ・可能な限り材料は再利用する。
- ・現状の変更は必要最低限とする。

また文化庁調査官とも協議の上、以下の指導を頂けた。

<既存樹木の剪定について>

- ・樹木本体及び庭園内の植物(苔含む)に影響のない範囲で剪定を行うこと。
- ・タブノキが塀瓦に侵食しており、部分的に瓦がないが可能なら復旧したほうがよい。
- ・樹根が影響して控え柱基礎部分が阻害されている。構造的に確立させた上で景観的に変わらないようにすること。
- ・マツが塀に乗りかかるように枝を出している状態について、塀の形状は変更せずマツに支柱やワイヤーロープなどで塀に影響ないように手当とする。

<来待石土台について>

- ・現状石材が再利用可能かどうか専門家の意見を基に判断をする。
風化していても安全面に影響がなければ再利用する。

<戦後改造された部分について>

- ・古写真を参考にして指定時の姿に戻すことは可能である。

<灯籠移設について>

- ・庭園内の灯籠について工事中に破損する恐れがあるため、移設するが解体に耐えられない場合は修理も検討する。

<庭園内の苔について>

- ・塀を修理する際に周辺の苔を最低限剥がすなどの手法を用い、完了後に復旧することは可能。

<控え柱脚部の銅板使用について>

- ・木材の交換はよいが銅板を巻くなどの形状を変更することは不可とする。
- ・薬剤による防蟻防腐は可能である。

以上を基本方針として修理工事について設計を行うものとした。

また文化財保護及び見学者の安全面の観点を検討した上で史跡に十分配慮した設計とした。